

(システム施行)

保 体 号 外
令和4年10月26日

各県立学校長 殿

保健体育安全課長
(公印省略)

学校の安全確保のための施策等について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から事務連絡がありました。

各学校においては、これまでも、児童生徒等の安全確保に努めているところですが、登下校時を含めた安全管理体制について、事務連絡記載の資料等を参考に改めて確認するとともに、各校の「危機管理マニュアル」等を適宜見直し、必要に応じて改定願います。

担 当：学校安全・防災班 主任主査（指導主事） 門脇 泰史 電 話：022-211-3669 FAX：022-211-3796 E-mail：kadowaki-ya686@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)

保 体 号 外
令和4年10月26日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 殿
(学校安全教育担当者 扱い)

宮城県教育庁保健体育安全課長
(公 印 省 略)

学校の安全確保のための施策等について (依頼)

本県の教育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から事務連絡がありました。

各教育委員会の学校・園におかれましては、これまでも、児童生徒等の安全確保に努めていただいているところですが、登下校時を含めた各学校等の安全管理体制について、事務連絡記載の資料等を参考に改めて確認いただくよう、所管の学校・園（石巻市は市立高等学校も含む）に御指導願います。

担 当：学校安全・防災班 主任主査（指導主事） 門脇 泰史 電 話：022-211-3669 F A X：022-211-3796 E-mail：kadowaki-ya686@pref.miyagi.lg.jp

事務連絡
令和4年10月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
各国公立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校の安全確保のための施策等について

児童生徒等の安全確保につきましては、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、この度、埼玉県日高市の中学校の敷地内に竹刀のようなものを持った不審者が侵入し、生徒に危害を加えるという事件が発生いたしました。

各学校や学校設置者におかれましては、これまでも子供たちの安全を確保するべく御対応いただいているところですが、「見守りボランティア」や「ながら見守り」を地域や関係機関等に積極的にお願いするなど、大人の「見守る目」をさらに増やすことで不審者による事件・事故の未然防止につながるケースもあります。登下校時を含めた各学校等の安全管理体制を改めて御確認いただきますようお願いいたします。

文部科学省では「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂2版）の中で、学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入り口まで、③校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要があること等を示しております（第3章第2節1（5）不審者侵入防止の観点からの安全管理）。また、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）や、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）においても不審者侵入への対応や防止について示しているところです。

上記資料等を参考に、各学校の「危機管理マニュアル」等を基に児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努め、引き続き学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。また「危機管理マニュアル」等については適宜見直し、必要に応じて改定していただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課にお

かれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【参考資料】

1. 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（主な記載箇所：P58）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf



2. 学校の危機管理マニュアル作成の手引（主な記載箇所：P24. 25）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf



3. 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（主な記載場所：解説編 P27）

https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_kyousei02-000015766_04.pdf



4. やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoumimamori/data/handbook_mihiraki.pdf



【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (2695) fax : 03-6734-3794

活の安全管理」において述べる。

コラム 「学校施設の維持・管理」

施設を含む学校の管理は学校教育法の定めにより設置者が行うこととされている。また、校舎その他の施設及び教具その他の設備については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、教育委員会の職務権限とされている。

このような中で、学校施設の利用の段階では、学校保健安全法や建築物の安全に関わる様々な法令等に基づき安全を確保することとなっている。

設置者は、法令に定められた定期点検等を専門の技術者に依頼したり、定期的に見回ったりするなど維持管理を行っていたりするところであるが、施設・設備の日常的な変化は教職員の方が気付きやすい。このため、教育委員会・学校の実情に応じて適切な役割分担の下で協力して学校施設の維持・管理を行うことが必要である。

このとき、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の改善措置等については、現在も教師以外の学校職員も行っているが、地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、できる限り教師に行わせないように努めるべきである。

(5) 不審者侵入防止の観点からの安全管理

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要がある。

このため、校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討する。

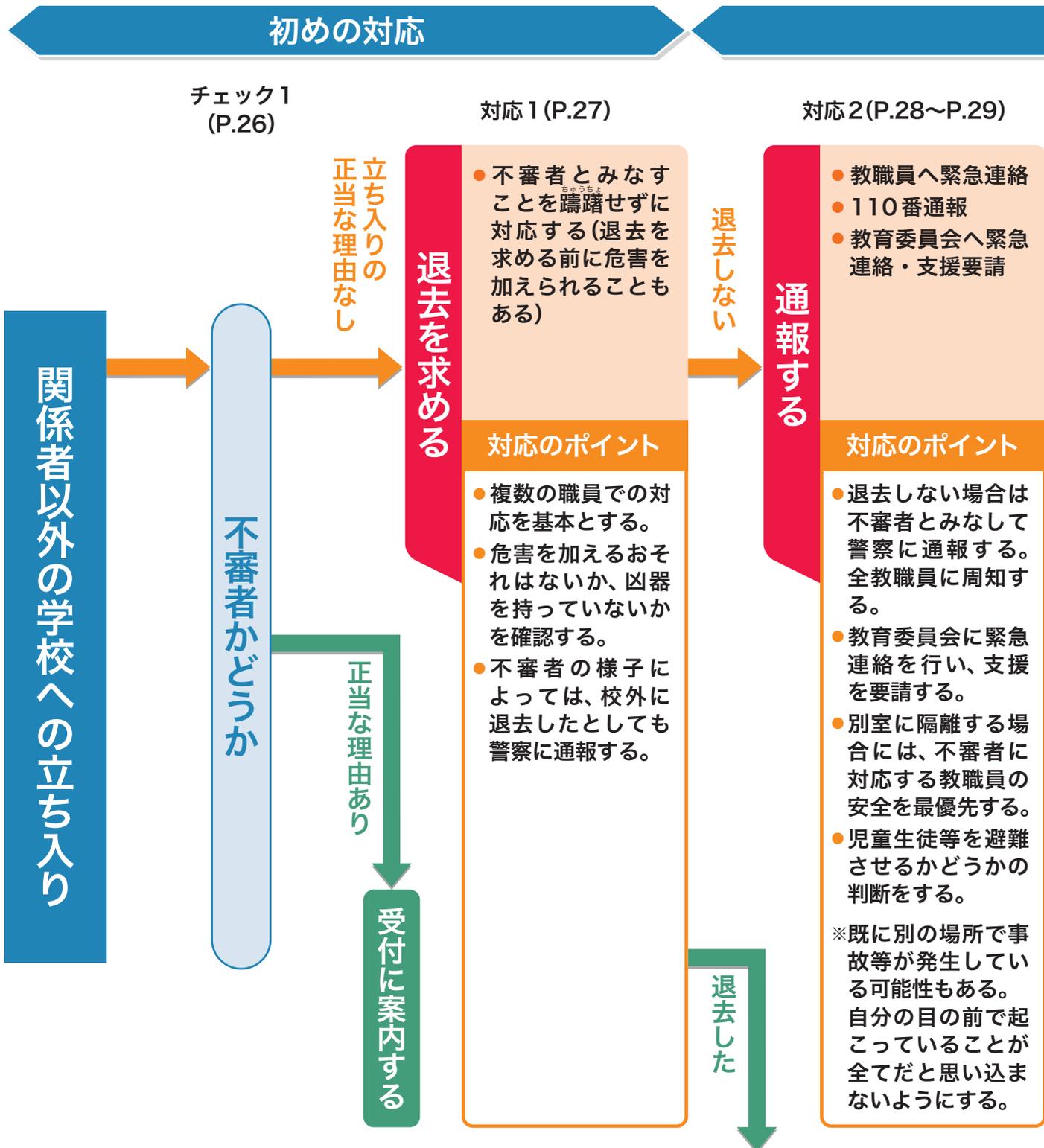
併せて、学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声掛けや名札等による識別、教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

また、学校施設の開放時は、開放部分と非開放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）を徹底する。

(6) 自然災害等の発生に備えた安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、学校の立地状況や地域の特性を確認していること、危機管理マニュアルの作成・点検をすること、「緊急地震速報」

不審者の立ち入りへの緊急対応の例



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

緊急事態発生時の対応

事後の対応等

対応3(P.29~P.30)

チェック2
(P.30)

対応4(P.31)

対応5(P.31)

児童生徒等の安全を守る

- 防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)
- 不審者の移動阻止
- 全校への周知
児童生徒等の掌握
- 避難誘導
- 警察による不審者の確保

対応のポイント

- 教職員がすべきことは児童生徒等の安全の確保である。
 - 警察が到着するまで暴力を抑止するために多くの教職員で防御する。
 - 全児童生徒等の安否を確認する。避難の経路とタイミングを間違えない。
- ※児童生徒等を怖がらせないことを過剰に意識して、避難等の行動が遅れないように注意する。

応急手当などをする

- 救急隊の到着まで
応急手当
- 速やかな119番通報

対応のポイント

- 逃げ遅れた児童生徒等がいなかどうかを把握する。
- 負傷の程度を的確に救急隊に伝える。
- 救急車には必ず教職員が同乗する。

事後の対応や措置をする

- 対策本部の設置
- 情報の収集
- 保護者等への説明
- 報告書の作成
- 心のケア
- 教育再開の準備

対応のポイント

- 事故等発生後の連絡、情報収集のための通信方法を複数確保しておく。
- 災害共済給付の請求を行う。

負傷者がいるか

いる

いない

児童生徒等全員の安否が確実に確認できるまで、負傷者が「いない」という判断をしない。
また、負傷者がいなくても、心のケアが必要な児童生徒等がいる可能性があるため、児童生徒等の様子を把握し、適切に対応することが必要。

のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

2-2-4 犯罪被害防止対策

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりますので、注意しましょう。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段 階	具体的な方策(例)
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - 来訪者向け案内・誘導
 - 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - 来訪者の識別方法(名札等)
 - 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

- ◆ 犯罪被害防止に関する日常管理 ⇒ サンプル編 p.25
- ◆ 来校者予定表様式 ⇒ サンプル編 p.26
- ◆ 来校者受付票様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 保護者受付表様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 校内巡視チェックリスト ⇒ サンプル編 p.28

